

(仮称)市民大学開設プラン

平成25年10月

狭山市

目 次

| | |
|---|----|
| 第1章 開設の背景 | 1 |
| 1. 狭山シニア・コミュニティ・カレッジと狭山元気大学 のこれまでの経緯 | 1 |
| 2. 二つの大学を取り巻く今後の課題 | 1 |
| 3. (仮称) 市民大学の開設 | 2 |
| 第2章 開設の理念・目的等 | 3 |
| 1. 理念 | 3 |
| 2. 目的 | 3 |
| 3. 対象 | 3 |
| 4. 事業 | 3 |
| 5. 位置づけ | 4 |
| 6. キャンパス | 4 |
| 7. 学部及び学科 | 4 |
| 8. 修学期間 | 4 |
| 9. 学校行事 | 4 |
| 10. 受講料 | 5 |
| 11. 受講の際の留意点 | 5 |
| 12. (仮称) 市民大学の名称 | 5 |
| 第3章 (仮称) 市民大学の運営 | 6 |
| 1. 運営形態 | 6 |
| 2. 運営組織 | 6 |
| 3. 運営組織図 | 6 |
| 4. 運営の評価 | 7 |
| 第4章 関係機関との連携協力 | 8 |
| 1. 各種関係機関との連携 | 8 |
| 2. 地区まちづくり推進会議との連携 | 8 |
| 3. 行政内部の連携 | 8 |
| 第5章 開設に向けたスケジュール | 11 |
| (仮称) 市民大学開設プラン策定経過 | 12 |

第1章 開設の背景

1. 狭山シニア・コミュニティ・カレッジと狭山元気大学のこれまでの経緯

狭山シニア・コミュニティ・カレッジ（略称SSCC）は、概ね55歳以上の市民を対象に、それまでに培った能力や技術の更なる探求とともに、社会の変化に即した新たな知識を習得し、これらを活かして、社会の一員として地域で活躍することにより、活力ある地域社会の実現に貢献できるよう、生きがいと仲間づくり、自己実現と社会参加を目的にした市民大学として、平成12年度に開設しました。

SSCCの運営にあたっては、市が、開設当初から「NPO法人 狭山市の高齢社会を考える会」に委託し、協働により進めてきました。

また、修了後には、修了生を対象とした自主的な同窓会が組織され、SSCCでの学びを活かして、学校支援（狭山学校支援ボランティアセンターの受託）やパソコン技能支援などの活動を行っています。

一方、狭山元気大学は、16歳以上の市民を対象に、これからの地域社会を行政と協働して担っていく人材の育成と学びの成果を地域で活かす仕組みづくりを目的にした市民大学として、平成22年度の試行実施を経て、平成23年度に開校し、学びの提供とともに、修了後に地域活動を円滑に開始するための支援を実施しています。

狭山元気大学の運営は、現在は市が行っていますが、民間組織への委託を予定しています。

このように、狭山市においては、SSCCと狭山元気大学の二つの市民大学により、多くの市民に学びと仲間づくりや生きがいづくりの場を提供するとともに、地域を支える人材の育成に取り組んできています。

2. 二つの大学を取り巻く今後の課題

（1）社会の変化への対応

近年、地方自治体では、人口の減少や急速な少子高齢化の進行、経済状況の悪化等により地域の活力が失われるなど、様々な問題に直面しています。そのような状況の中、行政と市民との関係を見直し、地域の様々な主体が行政と協働して、公共ニーズにきめ細やかに対応していこうとする「新しい公共」の考え方が生まれてきています。狭山市においても、市民との協働の方針を明確にし、実効性のある協働の仕組みづくりを構築することを目的に「狭山市協働ガイドライン」を策定したところです。

また、地方自治体が運営する市民大学においても、市民の各々の自己実現のみに留まらず、学習の成果を活かして地域課題を行政と一緒に解決するような取り組みが、より一層求められています。

このような状況を踏まえたなかでは、SSCC及び狭山元気大学についても、新たな展開を図る必要があります。

(2) 運営の効率化

SSCCと狭山元気大学の運営にあたっては、学科の重複や双方の受講生の固定化などの問題を抱えており、また、各事業の所管については、SSCCは教育委員会、狭山元気大学は市長部局であり、相互の連携が必ずしも十分とはいえないなかでは、体制面等から、運営の効率化を図る必要があります。

3. (仮称) 市民大学の開設

二つの市民大学を取り巻く状況を踏まえたうえで、今後の市民大学については、地域貢献とまちづくり活動につながる人材の育成に、より一層取り組むとともに、修了生が行政のパートナーとして「新しい公共」の担い手となるよう支援していくことが重要となります。

そこで今後においては、SSCCと狭山元気大学が積み重ねたノウハウと実績、さらには、運営に携わってきた多くの市民の力を結集して、相乗効果を発揮するなかで、さらに発展させるため、二つの市民大学を統合し、新たに(仮称)市民大学を平成26年度に開設するものです。

第2章 開設の理念・目的等

1. 理 念

(仮称)市民大学は、元気な狭山を支える人づくりと人を活かす仕組みづくりを目指します。

2. 目 的

(仮称)市民大学は、次のことを目的とします。

- ・まちづくりを担う人材の育成
- ・学びの成果を地域社会のなかで活かす仕組みづくり
- ・学びを通しての生きがiguezりと仲間づくり

3. 対 象

対象者は、市内在住・在勤・在学の16歳以上の者とします。

4. 事 業

(仮称)市民大学は、目的を達成するために、次の事業を実施します。

(1) まちづくりを担う人材の育成事業

- ア 地域活動に関心のある者を対象として地域社会の理解やまちづくりへの参加を促す学習
- イ 地域課題や行政課題の解決を目指したコミュニティビジネスの起業やボランティアを育成するための学習

(2) 学びの成果を地域社会のなかで活かす仕組みづくり事業

- ア 修了生等の持つ知識や技能に関する情報をデータベース化する人材バンク事業
- イ 修了生等の持つ知識や技能と地域のニーズをつなげるコーディネート事業
- ウ 修了生等によるコミュニティビジネスの起業やボランティア活動を支援するインキュベーション事業
- エ 修了生等からの地域活動に関する相談等に応じるフォローアップ事業

(3) 学びを通しての生きがiguezりと仲間づくり事業

- ア シニア世代のこれまでに培った能力や技術の更なる探求、新たな知識の習得等を通しての生きがiguezりをすすめる学習
- イ 仲間づくりやコミュニティづくりを促進する仕組みを取り入れた学習
- ウ 受講生同士や修了生とのつながりをつくる体育祭、文化祭、交流会等の行事

(4) 調査・研究事業

地域社会のあるべき姿を見据えたなかで、既存の事業の見直しや新たな事業の実施について調査・研究し、その成果を（仮称）市民大学の運営に活かします。

また、近隣の大学等との連携による事業の実施についても調査・研究を行います。

5. 位置づけ

（仮称）市民大学は、学校教育法に基づく大学ではなく、若者からシニアまで幅広い世代が学ぶ「大人の学舎」として、市が設置します。

6. キャンパス

（仮称）市民大学は、狭山元気プラザ内に開設することとしますが、事業の内容によっては、他の施設も利用します。

7. 学部及び学科

（仮称）市民大学に、学部及び学科・コースを置きます。

学部については、「いきがい学部」と「まちづくり学部」の2学部制とします。

各学部に設ける学科・コースは、平成26年度においては、平成25年度に実施しているSSCC及び狭山元気大学の講座を基本とし、詳細については、現在、SSCCの運営を受託しているNPO法人狭山市の高齢社会を考える会と狭山元気大学の講座を企画している講座企画委員会において、それぞれ検討し、その検討結果を踏まえ、（仮称）市民大学開設準備委員会で協議を行い決定することとします。

なお、平成27年度以降の各学部及び学科・コースは、平成26年度中に、市が（仮称）市民大学の受託者と協議のうえ、決定することとします。

8. 修学期間

（仮称）市民大学の各学科・コースの修学期間は、基本的には、6か月から12か月とします。

ただし、各学科・コースの内容によっては、修学期間が6か月未満のコースを設けることができることとします。

9. 学校行事

（仮称）市民大学では、次の学校行事等を行います。

- ・入学式
- ・体育祭
- ・学園祭

- ・受講生による情報紙発行
- ・修了式
- ・募集時期に合せたオープンキャンパス

10. 受講料

(仮称) 市民大学では、受講生から受講料を徴収します。受講料は、各講座に係る必要経費を踏まえて、講座1コマ当たり600円から900円程度とします。

11. 受講の際の留意点

(仮称) 市民大学の受講の際の留意点は、次のとおりとします。

(1) 重複受講について

同じ年度内に複数の学科・コースを受講することを可能とします。また、複数年に渡って同じ学科・コースを受講することも可能とします。ただし、申込が定員を超えた場合には、重複申込以外の者を優先します。

(2) 応募人数が定員に満たない場合の学科・コースの開講について

申込締切時点において、応募人数が定員の6割に満たない学科・コースについては、開講しないものとします。ただし、修了後の活動が、狭山市と協働して行うまちづくり事業等に大きく資すると認められるなど、開講の意義や必要性の高い学科・コースについては、応募人数が定員の6割未満であっても、開講できるものとし、この場合は、追加の募集を行います。

(3) 修了証について

学科・コースへの出席率が、7割以上の受講生には、修了証を授与します。

12. (仮称) 市民大学の名称

(仮称) 市民大学の名称は、公募による案をもとに、(仮称) 市民大学開設準備委員会で選考し、市が決定します。

第3章 (仮称) 市民大学の運営

1. 運営形態

(仮称) 市民大学は、市が設置し、その運営をNPO法人に委託します。

2. 運営組織

(仮称) 市民大学に、学長、運営委員会、学部リーダー、学科リーダー、事務局を置きます。

(1) 学長

学長は市長が任命し、(仮称) 市民大学の運営を統括し、大学を代表します。

(2) 運営委員会

運営委員会は、(仮称) 市民大学の運営方針について審議するとともに、学科・コースの開設をはじめとして、(仮称) 市民大学が実施する事業の企画と運営にあたります。

(3) 学部リーダー・学科リーダー

学部リーダー及び学科リーダーは、それぞれの学部または学科の運営の実務を統括します。

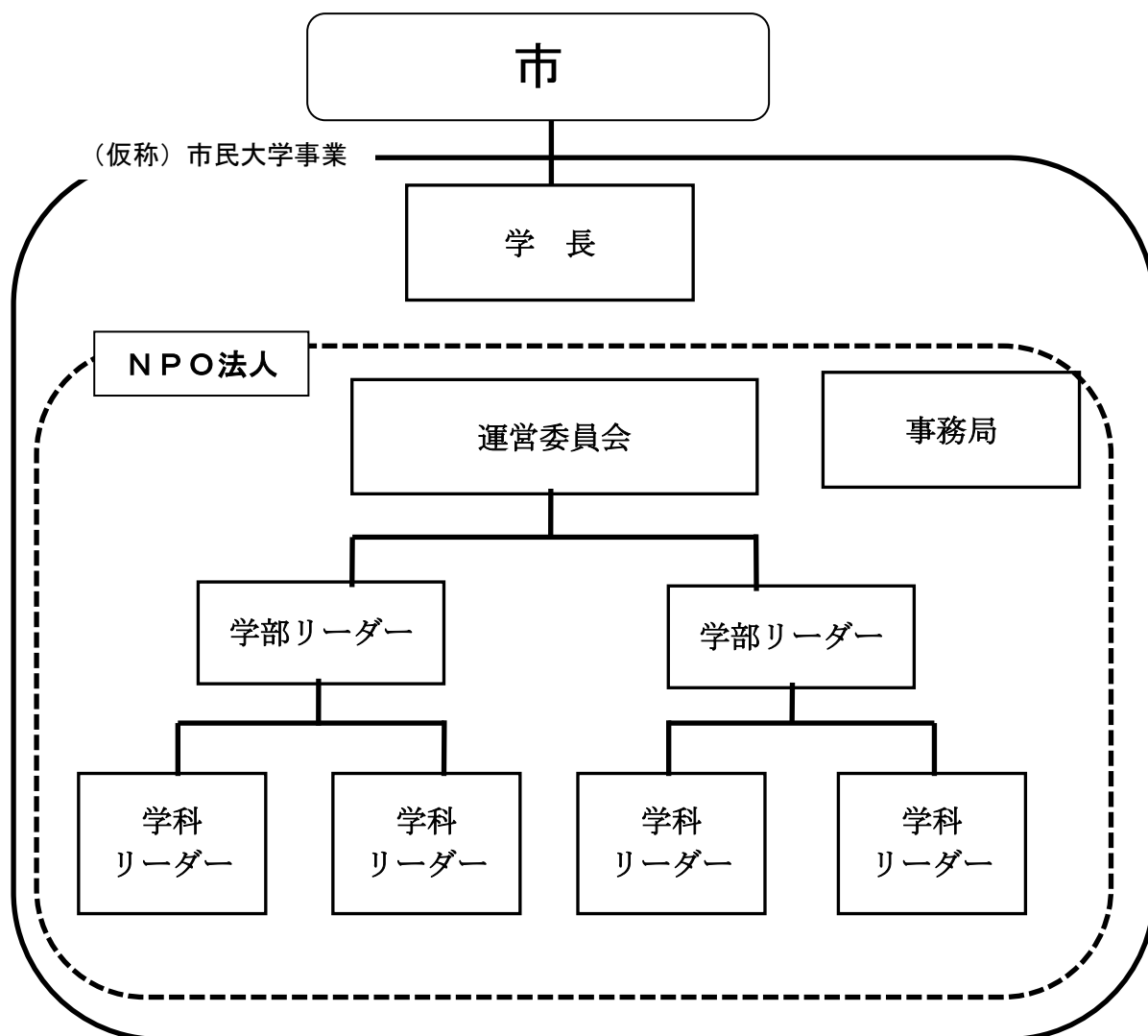
(4) 事務局

事務局は、(仮称) 市民大学の運営に係る事務を処理します。

3. 運営組織図

(仮称) 市民大学事業の運営組織については、次ページのとおりとします。

(仮称) 市民大学事業の運営組織図



4. 運営の評価

(仮称) 市民大学の事業の実施にあたっては、PDCAサイクル（計画 Plan→実行 Do→評価 Check→改善 Action）というマネジメントサイクルに基づき、進行管理を行います。

そのためには、市において大学教授など第三者の識見を活用して評価を実施するほか、(仮称) 市民大学の事業に対するモニタリングなどを行い、学部や学科ごとの自己評価を行うための組織を学長のもとに設置します。

第4章 関係機関との連携協力

1. 各種関係機関との連携

(仮称)市民大学は、まちづくりを担う人材の育成事業や学びの成果を地域社会のなかで活かす仕組みづくり事業、学びを通しての生きがいつくりと仲間づくり事業を実施することとしており、その実現のため、地域で活動する各種関係機関の協力を得て、相互に連携していくこととします。

具体的には、教育機関、社会福祉協議会、商工会議所、農業協同組合のほか、(仮称)市民大学の修了生団体、市民活動団体、NPO、企業などの関係機関と、次のような面で連携を図っていきます。

- ・(仮称)市民大学の運営への連携協力
- ・事業の企画・実施への協力
- ・事業の際の講師派遣や実習の受入れの協力
- ・人材バンク事業への協力と活用
- ・コーディネート事業への協力
- ・インキュベーション事業への支援

2. 地区まちづくり推進会議との連携

各地区には、地域で活動する様々な団体で構成する「地区まちづくり推進会議」が設置され、地区の特性を活かしたまちづくり事業を実施していますが、(仮称)市民大学の修了生が学びの成果を地域社会のなかで活かせるよう、地区まちづくり推進会議と連携を図っていきます。

具体的には、(仮称)市民大学の修了生が地域社会で活動する機会や場を探すうえで、また、修了生が地域課題の解決に向けてコミュニティビジネスやボランティア活動を立ち上げるうえで、地域の窓口としての地区まちづくり推進会議に期待する役割は大きく、また、地区まちづくり推進会議にとっても、地域活動の担い手を育成し確保するうえで、(仮称)市民大学に期待するところがあることから、相互に連携を図っていくこととします。

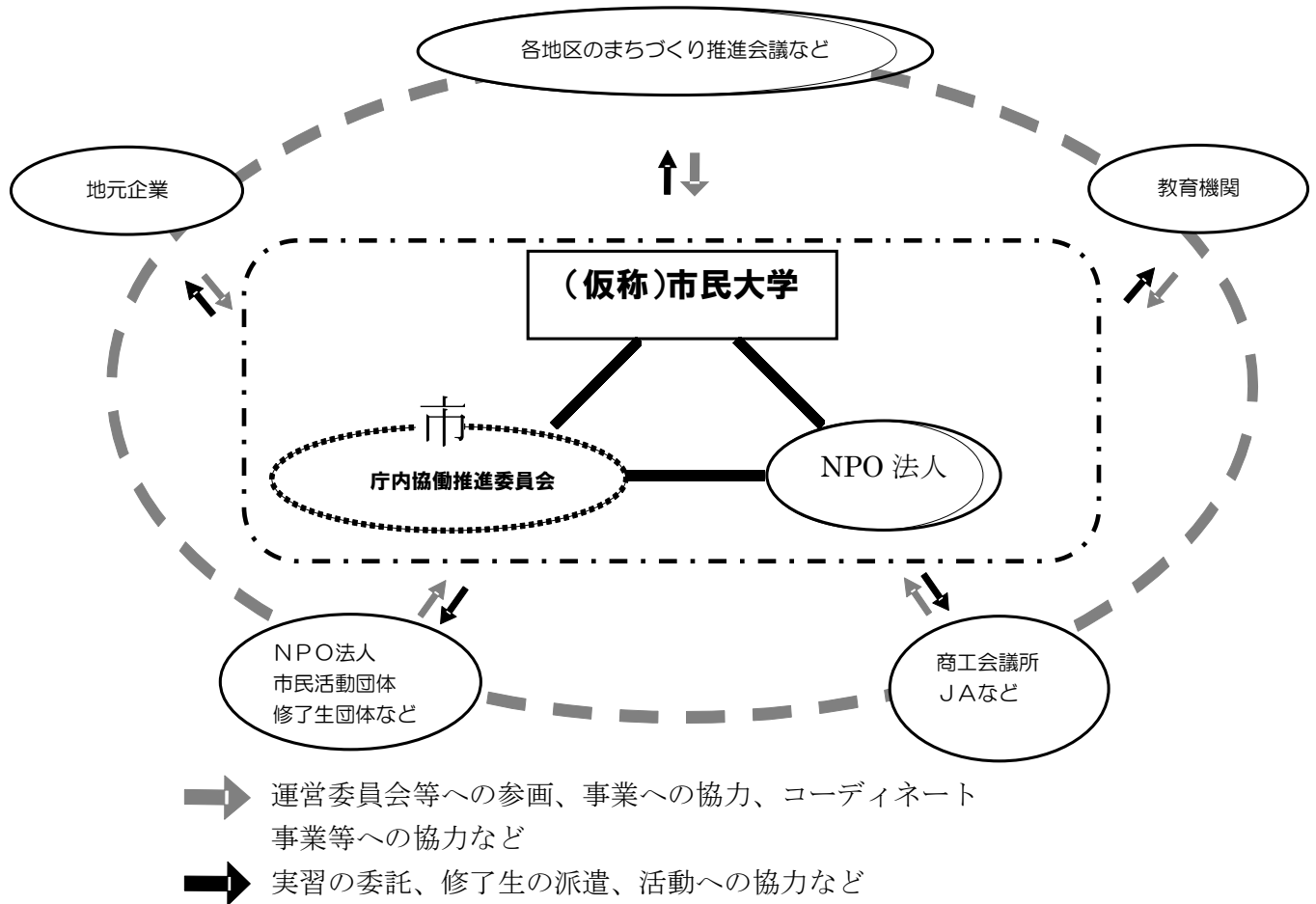
3. 行政内部の連携

(仮称)市民大学は、開設の理念を活かし、目的を達成するために、生涯学習部社会教育課をはじめ、行政内においても関係部署との連携が不可欠です。具体的には、事業を実施するなかで、受講生が実習を行う際の受入れ先となることや、講座の際に市職員が講師となることなどが考えられます。

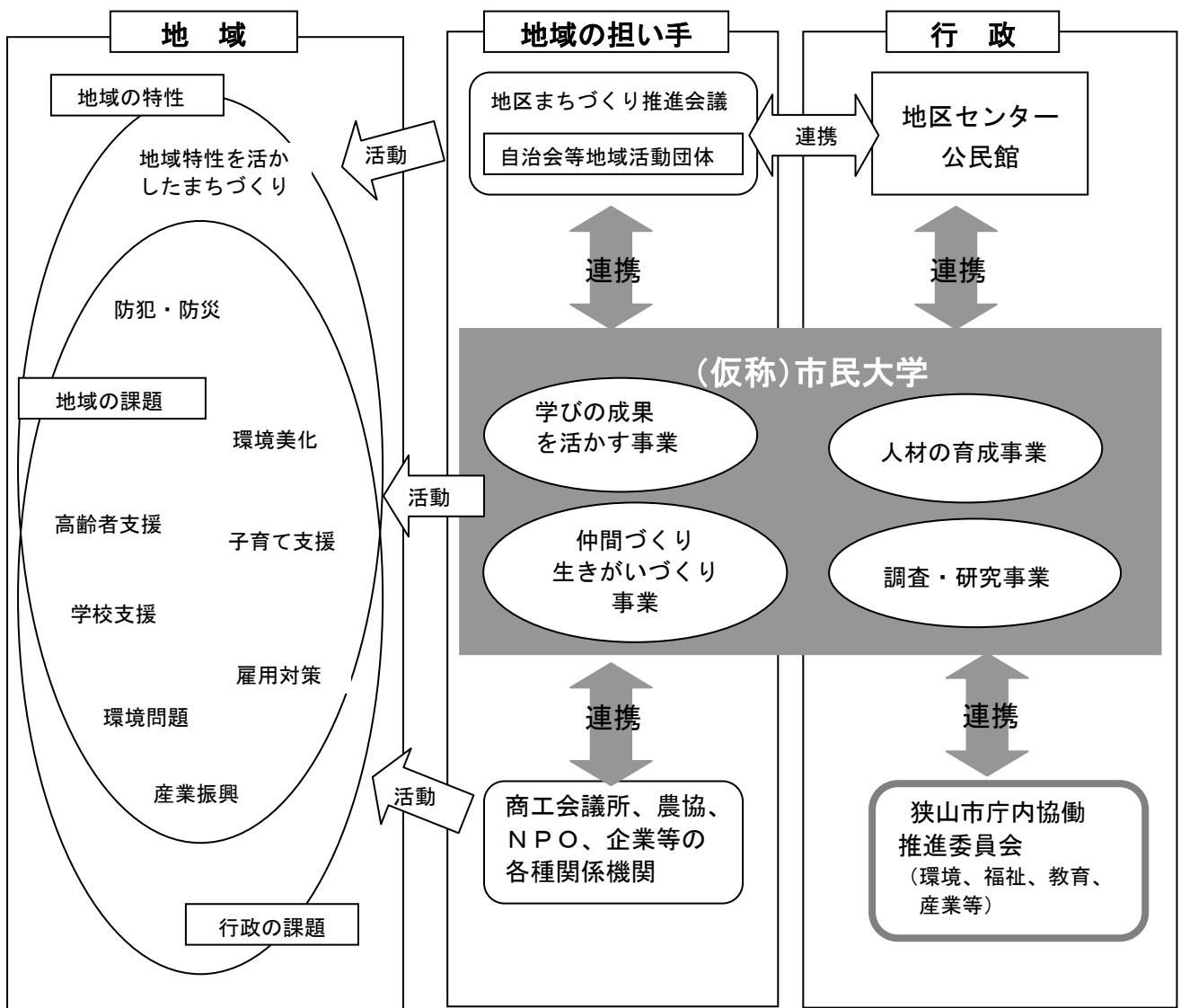
さらに、学習の成果を活かすうえでも、市民と行政との協働を実践する場の確保という面で、また、新たな公共の担い手の育成という面で、市の関係部署が連携して対応していきます。

そこで、(仮称)市民大学の運営を全庁的な立場から支援していく組織として、すでに設置した「庁内協働推進委員会」がその役割を果たします。

(仮称)市民大学が目指す市内の各種関係団体との連携イメージ図



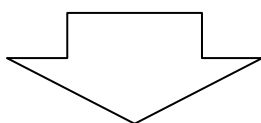
(仮称) 市民大学と関係機関との連携による修了後の地域支援活動イメージ図



第5章 開設に向けたスケジュール

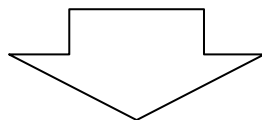
平成25年9月

- ・(仮称) 市民大学開設準備委員会から市へ提言書の提出



平成25年10月～平成26年3月

- ・(仮称) 市民大学開設プランの策定
- ・広報さやま等による(仮称) 市民大学の開設周知
- ・名称の募集
- ・各種関係機関との協議
- ・関係諸規程等の整備
- ・各学科とカリキュラムの決定
- ・委託団体の決定
- ・募集要項の決定
- ・受講生の募集



平成26年4月

- ・委託団体との契約
- ・(仮称) 市民大学の開設

(仮称)市民大学開設プラン策定経過

| 年度 | 月 | 区分 | 内 容 |
|----|---------|----|--|
| 24 | 1月～3月 | 市民 | SSCCと元気大学関係者との統合に向けた話し合いの実施 |
| | 3月 | 行政 | 庁内検討組織の開催 |
| 25 | 5月～9月 | 市民 | (仮称)市民大学開設準備委員会の開催(5回) 同委員会事業部会の開催(4回) 同委員会運営部会の開催(3回) |
| | 9月 | 市民 | (仮称)市民大学開設準備委員会から提言書の提出 |
| | 9月～10月 | 行政 | 庁内検討組織の開催 |
| | 10月～11月 | 行政 | (仮称)市民大学開設プランの策定 |

(仮称) 市民大学開設プラン

平成25年10月

狭山市市民部自治振興課 元気大学担当
〒350-1304 狭山市狭山台1-21
狭山元気プラザ内
04-2968-6885